

人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について

令和元年6月26日

人権・同和対策課

平成30年度の人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について、以下のとおり報告します。
〔「同和問題・部落差別相談窓口」「障がい者差別解消相談支援センター」「こどもいじめ人権相談窓口」
を含みます。〕

※人権尊重の社会づくり相談ネットワークは人権問題を救済する観点から、平成21年4月に鳥取県人権尊重の社会づくり条例を改正(第6条に新たに規定)し、県内3カ所に相談窓口を設け運用している。

(参考)「鳥取県人権尊重の社会づくり条例第6条第1項」

知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口(県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者への支援を行うための窓口をいう。)を設置する。

〔部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年12月)第4条第2項〕

地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

〔鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例(平成29年9月)第13条第1項〕

県は、障がいを理由とする差別の解消を図るため、障がいを理由とする差別につき相談に応じるとともに、相談をした者への支援を行うための窓口(障がい者差別解消相談支援センター)を設置する。

1 相談件数・・・419件(対前年度比80.9%:前年度518件) (詳細は参考のとおり)

相談件数(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

①受付機関別

	H30	H29
人権局	151	235
中部振興局	48	55
西部振興局	220	228
計	419	518

②相談形態別

	H30	H29
面接	125	142
電話	271	319
封書等	23	57
計	419	518

2 専門相談員の相談事例

専門相談員が行った相談事例はありません。(平成30年度事例なし)

3 こどもいじめ人権相談

いじめが全国的に問題になっていることを受け、平成24年9月21日に人権局に「こどもいじめ人権相談窓口」を開設し、子どものいじめに係る相談に対応している。

(1) 設置箇所: 県庁人権局

(2) 電話相談: 24時間対応、メール相談: 24時間受付(独立した電話回線、メールアドレスで運用)

(3) 相談件数: 46件(前年度48件 人権相談件数の内数)

(4) 対応事例

①相談内容の傾聴に努め、問題点を確認しながら教育委員会と連携しながら助言を行った。

②学校及び教育委員会と相談者の話し合いに同席し、相談者の支援を行った。

相談事例及び相談内容

1 主な相談事例

支援類型	具体例	
	相談分野	対応状況
① 整理・関係機関への伝達 〔相談内容を整理してまとめ、関係機関へ伝達して解決を促進〕	疾病	病院の会計をする際に、他県では求められなかった証明書を提示するよう大きな声で言われた。県の担当課から、きちんと医療機関に徹底するようにしてほしいとの相談に対し、担当課に連絡し、適切な対応を依頼した。
	その他	性的マイノリティの方の体と心、カミングアウトのタイミングなど同じ悩みを抱える人たちの話を聞きたいとの相談に対し、当事者団体に連絡し、対応を依頼した。
② 第三者として当事者に伝達 〔相談内容を第三者の立場で冷静に伝達し、解決を促進〕	障がい	イベントで車椅子使用者が、ステージから転落されるのを目撃した。幸い大事には至らなかったようだが、主催者側の危機管理意識のなさを痛感した、との相談に対し、当該会場及びイベント主催者に伝達し、注意喚起を促した。
	障がい	投票所での適切な対応及び災害時の避難経路にあたる河川の改修について要望しているが、回答も遅く、詳しい説明もないとの相談に対し、当該自治体に伝達を行い配慮と検討を依頼した。
③ ケース会議開催など関係機関と緊密に連携した支援 〔関係機関職員等と対応策を検討しながら解決を促進〕	障がい	施設管理者の不当な言動、態度についての相談に対し、障がい者虐待防止の観点から、地元自治体、県担当課と対応策を検討した。
④ 必要な情報の提供 〔問題を整理し、解決のために必要な情報等を提供〕	労働者	現在の職場の賃金が低く、転職を考えているが、辞めさせてもらえない。また、その件について相談機関との信頼関係が築けないとの相談に対し、他の労働関係の相談機関を紹介するとともに、経済的な面での不安もあることから、あわせて社会福祉協議会の貸付金の情報提供を行った。
	女性	夫と6歳の長女と借家で暮らしているが、夫が暴言、排斥等精神的圧力をかけてくるようになり離婚がしたい、との相談に対し、離婚調停、親権について説明するとともに、当面はDVの危険もあるので県の心と女性の相談室の紹介を行った。

2 人権相談窓口における相談の状況について

(1) 相談件数（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

① 受付機関別

	H30	H29
人権局	151	235
中部振興局	48	55
西部振興局	220	228
計	419	518

②相談形態別

	H30	H29
面接	125	142
電話	271	319
封書等	23	57
計	419	518

(2) 相談内容

① 分野別

	同和 問題	外国人	障がい	障がい細分（複数計上）					子ども	女性
				身体	知的	精神	発達	不明		
H30	2	2	179	19	14	142	11	0	61	27
H29	3	0	316	17	15	225	60	3	129	11

	高齢者	労働者	疾病	その他	計
H30	53	83	92	119	618
H29	12	72	111	106	760

※相談内容により複数の分野に計上

②行為類型別

	差別 表現	落書 き	インタ ーネッ ト	就労		虐待					サー ビス 提供	就学
				(募集 採用)	(左 以外)	(身 体的)	(心 理的)	(性 的)	(経 済的)	(ネガ ティブ)		
H30	6	0	3	22	76	8	20	1	12	2	101	19
H29	2	0	4	84	70	5	20	0	2	5	134	56

	プ ライ バン	居住・生 活の安全	報道 被害	誹謗 中傷	嫌が らせ	いじ め	セク ハラ	性 暴力	結婚 差別	賃貸 拒否	その 他	計
H30	10	162	2	14	150	32	3	2	0	0	119	764
H29	3	192	2	41	157	46	2	2	0	5	115	947

※相談内容により複数の行為類型に計上

(3) 相談窓口の対応状況

	情報提 供・助言	他機関（県の 機関）紹介	他機関（県以 外）紹介	その他 （傾聴など）	計
H30	353	5	3	58	419
H29	472	5	2	39	518

(参考) 相談件数の推移

